

日本大学三軒茶屋キャンパス英語教育評価小委員会に関する要項

平成30年 3月27日制定

平成30年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学三軒茶屋キャンパスの必修英語科目（以下「英語科目」という）における内部質保証の推進及び英語能力開発の実質化をはかるため、専任教員による英語科目の統一的運営に必要な組織及び権限に関する事項を定める。

(設 置)

第2条 学務委員会に英語教育評価小委員会（以下「小委員会」という）を置く。

(構成員)

第3条 小委員会の構成員は、学務委員長、学務副委員長、英語科目担当専任教員、学務委員のうちから学務委員長が推薦し学務委員会が定める5名以内の専任教員、及び教学サポート課長とする。

2 小委員会には、幹事を置くことができる。

(運 営)

第4条 小委員会は、学務委員長が議事を司る。

2 前項にかかわらず、学務委員長が推薦し学務委員会が定める小委員会構成員1名に、小委員会の議事を補佐させることができる。

3 小委員会には、学務委員長が推薦し学務委員会が定める英語科目兼担教員2名以内を、オブザーバーとして参加させることができる。

4 小委員会は、学期ごとに2回以上開催する。

(権 限)

第5条 小委員会は、英語科目の統一的運営のための連絡、成績指標その他教育情報の分析、成績評価に関する調整、及び授業改善方法の検討を行う。

2 英語科目の授業において補助者を用いるときは、小委員会を通じて組織的にこれを統制する。

3 小委員会は、学期毎、学務委員会に英語科目の教育内容及び成果について報告する。

4 学務委員長は、英語科目の教育内容及び成果について、学務委員会の意見を聴取しこれを添えて執行部会に報告する。

附 則

この要項は平成30年4月1日から施行する。